

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ① 企業間の連携（オープンイノベーション等）を活用した新規事業創出に取り組みます。
- ② IT実装（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）を積極的に推進、また外部支援し相互の発展に取り組みます。
- ③ 相互の専門人材のマッチングを推進し新たな価値の創出に努めます。
- ④ グリーン化の取組（生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）を推進し相互に地球環境保全に努めます。
- ⑤ 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）を通じ相互の従業員等の健康増進に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、パートナー事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなどパートナー事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等をパートナー事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、パートナー事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、パートナー事業者に取引上

一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、出来る限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

パートナー事業者の皆様と気持ちよく応対が出来る人的・物的環境を整え相互に共存共栄を図ります。

2023年8月17日

株式会社アール・ティー・シー

企 業 名

代表取締役 櫻井仙長

役職・氏名（代表権を有する者）